

押印を求めると手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令 参照条文

○地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）	1
○地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）	1
○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）	2
○公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）	2
○住居表示に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）（抄）	3
○住居表示に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百四十六号）（抄）	4
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	5
○住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（抄）	5
○公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）（抄）	6
○公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号）（抄）	6
○政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）（抄）	7
○政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）（抄）	8
○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）	8
○地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）	9
○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）	10
○日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百二十五号）（抄）	10
○行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）	11
○行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）（抄）	12

○地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（証券発行の方法による地方債）

第五条の五 地方公共団体は、証券を発行する方法によつて地方債を起す場合においては、政令の定めるところにより、募集、売出し又は交付の方法によることができる。

2 前項の証券は、割引の方法によつて発行することができる。

○地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）

（募集の方法による地方債証券の発行）

第三十三条 地方公共団体は、募集の方法によつて地方債証券を発行する場合においては、地方債証券申込証を作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 地方公共団体の名称
 - 二 地方債証券の総額
 - 三 地方債証券の発行の目的
 - 四 地方債証券の券面金額
 - 五 地方債証券の申込期日及び払込期日
 - 六 地方債の利率
 - 七 地方債の償還の方法及び期限
 - 八 利息支払の方法及び期限
 - 九 地方債証券の発行の価額
 - 十 地方債証券を記名式又は無記名式に限つたときは、その旨
 - 十一 地方債証券の募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号
 - 十二 地方債証券の応募額が総額に達しない場合において、その残額を引き受けることを契約した者があるときは、その旨
 - 十三 法第五条の七の規定による地方債であるときは、その事実及び各地方公共団体の負担部分
 - 十四 名義書換代理人を置いたときは、その氏名及び住所並びに営業所
- 2 地方債証券の募集に応じようとする者は、前項の地方債証券申込証にその取得しようとする地方債証券の数及び住所を記載し

、これに署名し、又は記名押印するものとする。

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（命令への委任）

第二百七十二条 この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な規定は、命令で定める。

○公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）

（異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用）

第十五条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第四条第二項及び第八条の規定は、法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が」と、「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用）

第二十三条の十一 行政不服審査法施行令第四条第二項及び第八条の規定は、法第三十条の八第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の八第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が」と、「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

（行政不服審査法施行令の準用）

第二百二十九条の八 行政不服審査法施行令第三条、第四条第二項及び第三項、第七条から第十一条まで並びに第十四条の規定は、法第二十二條第一項及び第二十六條第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第三条第二項中「審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法

律第百号) 第二百二条第一項又は第二百六条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会(以下「審査庁」という。)と、同令第七条第一項中「審査請求人及び処分庁等」とあるのは「異議申出人」と、同令第八条中「審理員」とあるのは「審査庁」と、「審理関係人がある」とあるのは「審理関係人(公職選挙法第二百六条第一項において準用する法第三十一条第二項に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。)がある」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が」と、同令第九条中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

2 行政不服審査法施行令第三条から第十一条まで及び第十四条の規定は、法第二百二条第二項及び第二百六条第二項の審査の申立てについて準用する。この場合において、同令第三条第二項中「審査庁(審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員)」とあるのは「公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 第二百二条第二項又は第二百六条第二項の審査の申立てを受けた選挙管理委員会(以下「審査庁」という。)」と、同令第七条第一項中「処分庁等」とあるのは「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」と、同令第八条中「審理員」とあるのは「審査庁」と、「審理関係人がある」とあるのは「審理関係人(公職選挙法第二百六条第二項において準用する法第三十一条第二項に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。)がある」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が」と、同令第九条中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

○住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号) (抄)

(町又は字の区域の新設等の手続の特例)

第五条の二 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、第二条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更(以下「町又は字の区域の新設等」という。)について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から三十日を経過する日までに、その五十人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

3 市町村長は、前項の期間が経過するまでの間は、住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出することができない。

4 第二項の変更の請求があつたときは、市町村長は、直ちに当該変更の請求の要旨を公表しなければならない。

- 5 市町村長は、第二項の変更の請求があつた場合において、当該変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。
- 6 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。
- 7 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案について、修正してこれを議決することを妨げない。
- 8 第二項の市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とは、第一項の公示の日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

○住居表示に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百四十六号）（抄）

（変更の請求）

- 第一条 住居表示に関する法律（以下「法」という。）第五条の二第二項の変更の請求（以下「変更の請求」という。）をしようとする者は、その請求の内容及び理由（おおむね千字以内とし、ほかに図画二枚以内を加えることができる。）を記載し、並びにその者の住所及び生年月日を記入し、署名し印をおした文書（以下「変更の請求書」という。）によりその請求をするものとする。
- 2 変更の請求をしようとする者は、その請求の内容が同一であるかどうかにかかわらず、二以上の変更の請求を行なうことを妨げない。

（選挙管理委員会の確認）

- 第二条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、変更の請求があつたときは、直ちに、変更の請求書について、市町村の選挙管理委員会（特別区にあつては特別区の選挙管理委員会とし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区又は総合区の選挙管理委員会とする。次項において同じ。）に対し、法第五条の二第二項に規定する者で当該変更の請求書に署名し印を押したものの数が五十人以上であるかどうかの確認を求めなければならない。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により確認を求められた変更の請求書につき、その確認を求められた日から三日以内に同項の確認をし、当該変更の請求書にその旨を記載して市町村長に返付しなければならない。

(変更の請求の却下)

第三条 市町村長は、変更の請求があつた場合において、その請求が法第五条の二第二項に規定する期間を経過してされているとき、若しくは第一条第一項の規定に違反していると認められるとき、又は法第五条の二第二項に規定する者でその請求に係る変更の請求書に署名し印をおしたものの数が五十人に満たない旨の前条第二項の規定による記載があるときは、その請求を却下しなければならない。

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

(届出の方式等)

第二十七条 この章又は第四章の三の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。

2 市町村長は、この章又は第四章の三の規定による届出がされる場合において、現に届出の任に当たつている者に対し、総務省令で定めるところにより、当該届出の任に当たつている者が本人であるかどうかの確認をするため、当該届出の任に当たつている者を特定するために必要な氏名その他の総務省令で定める事項を示す書類の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。

3 前項の場合において、市町村長は、現に届出の任に当たつている者が、届出をする者の代理人であるときその他届出をする者と異なる者であるとき（現に届出の任に当たつている者が届出をする者と同じの世帯に属する者であるときを除く。）は、当該届出の任に当たつている者に対し、総務省令で定めるところにより、届出をする者の依頼により又は法令の規定により当該届出の任に当たるものであることを明らかにするために必要な事項を示す書類の提示若しくは提出又は当該事項についての説明を求めるものとする。

○住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（抄）

(届出の方式)

第二十六条 法第四章又は第四章の三の規定による届出は、現に届出の任に当たつている者の住所及び届出の年月日が記載され、並びに当該届出の任に当たつている者が署名し、又は記名押印した書面で行なければならない。

○公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）（抄）

（申請）

第二十六条 公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合においては、当事者の一方又は双方は、公害等調整委員会規則で定めるところにより中央委員会に対し、政令で定めるところにより審査会等に対し、書面をもつて、あつせん、調停又は仲裁の申請をすることができる。この場合において、審査会に対する申請は、都道府県知事を経由しなくてはならない。

2 当事者の一方からする仲裁の申請は、この法律の規定による仲裁に付する旨の合意に基づくものでなければならない。

○公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号）（抄）

（申請書等）

第四条 審査会等に対して提出する法第二十六条第一項の書面（以下「申請書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、申請人、前条第一項の代表者又は代理人が記名押印しなければならない。

- 一 当事者の氏名又は名称及び住所
 - 二 代理人又は前条第一項の代表者を選任又は選定したときは、その者の氏名又は名称及び住所
 - 三 当該公害に係る事業活動その他の人の活動の行われた場所及び被害の生じた場所
 - 四 あつせん、調停又は仲裁を求める事項及びその理由
 - 五 紛争の経過
 - 六 申請の年月日
 - 七 仲裁の申請の場合において、当事者が合意によつて選定した仲裁委員があるときは、その者の氏名
 - 八 前各号に掲げるもののほか、あつせん、調停又は仲裁を行うについて参考となる事項
- 2 仲裁の申請の場合において、当事者の一方から仲裁の申請をするときは法の規定による仲裁に付する旨の合意を証する書面を、法第二十四条第三項の規定により合意によつて管轄を定めたときはその合意を証する書面を申請書に添付しなければならない。

第五条 審査会等に対する法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立ては、書面をもつてしなければならない。

2 前条第一項（第七号を除く。）の規定は、前項の書面（以下「参加申立書」という。）について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「あつせん、調停又は仲裁を求める事項」とあるのは、「参加を申し立てる調停事件の表示並びに参加により調停を求める事項」と読み替えるものとする。

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（抄）

第二十二條の六 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 前項及び第四項の規定（匿名寄附の禁止に係る部分に限る。）は、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が千円以下のものについては、適用しない。

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

4 第一項の寄附に係る金銭又は物品の提供があつたときは、当該金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとし、その保管者は、政令で定めるところにより、速やかにこれを国庫に納付する手続をとらなければならない。

5 前項に規定する国庫への納付に関する事務は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととする。
（政治資金団体に係る寄附の方法の制限）

第二十二條の六の二 何人も、政治資金団体の預金又は貯金の口座への振込みによることなく、政治資金団体に対して寄附をしてはならない。ただし、その金額が千円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）による寄附については、この限りでない。

2 政治資金団体は、その寄附を受ける者の預金又は貯金の口座への振込みによることなく、政治活動に関する寄附をしてはならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

3 何人も、前二項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

4 第一項若しくは第二項の規定に違反してされる寄附に係る金銭若しくは物品の提供があつたとき又は前項の規定に違反して金銭若しくは物品による寄附を受けたときは、これらの金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとし、その保管者又は当該寄附を受けた者は、政令で定めるところにより、速やかにこれを国庫に納付する手続をとらなければならない。

5 前条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

○政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）（抄）

（匿名の寄附等に係る寄附物件の納付手続等）

第二十三条 法第二十二條の六第四項に規定する保管者又は法第二十二條の六の二第四項に規定する保管者若しくは寄附を受けた者（以下この条において「保管者等」という。）は、これらの規定により国庫に帰属した金銭又は物品（以下この条において「寄附物件」という。）を国庫に納付しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、署名し、又は記名押印した書面を添えて、当該寄附物件を当該保管者等の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 寄附物件の保管を開始した日又は寄附を受けた日

二 寄附物件が金銭であるときはその金額、寄附物件が物品であるときは当該物品の種類及び数量

三 保管者等の住所

2 都道府県知事は、前項の規定により保管者等から寄附物件の提出を受けたときは、これを収納し、かつ、領収証書を当該保管者等に交付しなければならない。

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

（長期借入金及び債券発行の特例）

第七十九條の三 公立大学法人は、第四十一條第四項本文の規定にかかわらず、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は当該公立大学法人の名称を冠する債券（以下この章において「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、公立大学法人は、第四十一條第四項本文の規定にかかわらず、前項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 前二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した公立大学法人の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 公立大学法人は、設立団体の長の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

- 6 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

○地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）

（公立大学法人債券申込証）

第二十八条 公立大学法人債券の募集に応じようとする者は、公立大学法人債券の申込証（以下この条及び第三十条において「公立大学法人債券申込証」という。）にその引き受けようとする公立大学法人債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この章において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある公立大学法人債券（次条第二項において「振替公立大学法人債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該公立大学法人債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を公立大学法人債券申込証に記載しなければならない。

3 公立大学法人債券申込証は、公立大学法人債券の募集をしようとする公立大学法人が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 公立大学法人債券の名称
- 二 公立大学法人債券の総額
- 三 各公立大学法人債券の金額
- 四 公立大学法人債券の利率
- 五 公立大学法人債券の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 公立大学法人債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

十 応募額が公立大学法人債券の総額を超える場合の措置
十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（抄）

（政令への委任）
第四百七十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続及び費用の負担その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める

○日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）（抄）

（異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用）

第七条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第四条第二項及び第八条の規定は、法第二十五条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第二十五条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理関係人」とあるのは「審査庁」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁」と、「審査庁」と読み替えるものとする。

（在外投票人名簿の登録に関する異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用）

第二十六条 行政不服審査法施行令第四条第二項及び第八条の規定は、法第三十九条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三十九条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁」と、「審査庁」と読み替えるものとする。

○行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）

（審査請求書の提出）

第十九条 審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭でできる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出しなければならない。

2 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審査請求人の氏名又は名称及び住所

二 審査請求に係る処分の内容

三 審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があつたことを知つた年月日

四 審査請求の趣旨及び理由

五 処分庁の教示の有無及びその内容

六 審査請求の年月日

3 不作為についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日

三 審査請求の年月日

4 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、審査請求書には、第二項各号又は前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

5 処分についての審査請求書には、第二項及び前項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 第五条第二項第一号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 再調査の請求をした年月日

二 第五条第二項第二号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 その決定を経ないことについての正当な理由

三 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合 前条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する正当な理由

（審査請求に関する規定の準用）

第六十一条 第九条第四項、第十条から第十六条まで、第十八条第三項、第十九条（第三項並びに第五項第一号及び第二号を除く。）、第二十条、第二十三条、第二十四条、第二十五条（第三項を除く。）、第二十六条、第二十七条、第三十一条（第五項を除く。）、第三十二条（第二項を除く。）、第三十九条、第五十一条及び第五十三条の規定は、再調査の請求について準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（教示をしなかった場合の不服申立て）

第八十三条 行政庁が前条の規定による教示をしなかった場合には、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる。

- 2 第十九条（第五項第一号及び第二号を除く。）の規定は、前項の不服申立書について準用する。
- 3 第一項の規定により不服申立書の提出があつた場合において、当該処分が処分庁以外の行政庁に対し審査請求をすることができるときは、処分庁は、速やかに、当該不服申立書を当該行政庁に送付しなければならない。当該処分が他の法令に基づき、処分庁以外の行政庁に不服申立てをすることができる処分であるときも、同様とする。
- 4 前項の規定により不服申立書が送付されたときは、初めから当該行政庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。
- 5 第三項の場合を除くほか、第一項の規定により不服申立書が提出されたときは、初めから当該処分庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

○行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）（抄）

（代表者等の資格の証明等）

- 第三条 審査請求人の代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は、次条第三項の規定の適用がある場合のほか、書面で証明しなければならない。法第十二条第二項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。
- 2 審査請求人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）に届け出なければならない。
- 3 前二項の規定は、参加人の代表者若しくは管理人又は代理人の資格について準用する。この場合において、第一項中「次条第三項の規定の適用がある場合のほか、書面」とあるのは「書面」と、「第十二条第二項ただし書」とあるのは「第十三条第四項

ただし書」と、前項中「審査請求人」とあるのは「参加人」と、「総代又は」とあるのは「又は」と読み替えるものとする。

(審査請求書の提出)

第四条 審査請求書は、審査請求をすべき行政庁が処分庁等でない場合には、正副二通を提出しなければならない。

2 審査請求書には、審査請求人（審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあつては代表者又は管理人、審査請求人が総代を互選した場合にあつては総代、審査請求人が代理人によつて審査請求をする場合にあつては代理人）が押印しなければならない。

3 審査請求書の正本には、審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあつては代表者又は管理人の資格を証する書面を、審査請求人が総代を互選した場合にあつては総代の資格を証する書面を、審査請求人が代理人によつて審査請求をする場合にあつては代理人の資格を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

第十八条 第三条、第四条第二項及び第三項並びに第八条の規定は、再調査の請求について準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(不服申立書)

第二十六条 法第八十三条第二項において法第十九条（第五項第一号及び第二号を除く。）の規定を準用する場合には、同条第一項中「審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭ですることができ旨の定めがある場合を除き」とあるのは「不服申立て（第八十二条第一項に規定する不服申立てをいう。以下同じ。）は」と、同条第二項第一号中「審査請求人」とあるのは「不服申立人」と、同項第二号中「審査請求」とあるのは「不服申立て」と、同項第三号中「審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）」とあるのは「不服申立てに係る処分」と、同項第四号及び第六号中「審査請求」とあるのは「不服申立て」と、同条第四項中「審査請求人」とあるのは「不服申立人」と、「審査請求を」とあるのは「不服申立てを」と、「第二項各号又は前項各号」とあるのは「第二項各号」と、同条第五項第三号中「審査請求期間」とあるのは「不服申立てをすることができる期間」と、「審査請求を」とあるのは「不服申立てを」と、「前条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する」とあるのは「当該期間内に不服申立てをしなかつたことについての」と読み替えるものとする。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、法第八十三条第一項の不服申立書について準用する。この場合において、これらの規定中「審査請求人」とあるのは「不服申立人」と、「審査請求を」とあるのは「不服申立てを」と読み替えるものとする。

別表第二（第十八条関係）

第三条第一項	法	法第六十一条において準用する法
第三条第二項	審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）	処分庁
第四条第二項	審査請求書	再調査の請求書
第四条第三項	審査請求書の正本	再調査の請求書
第八条	審理員は	処分庁は
	審理関係人がある	再調査の請求人又は参加人がある
	審理員及び審理関係人	処分庁並びに再調査の請求人及び参加人

別表第三（第十九条関係）

第一条第一項	第九条第一項	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第九条第一項
第一条第二項	法	法第六十六条第一項において読み替えて準用する法
第三条第一項	法	法第六十六条第一項において準用する法

第七條第二項	第七條第一項	第七條の見出し	反論書等	審査請求書の副本(法第二十二條第三項若しくは第四項又は第八十三條第三項の規定の適用がある場合にあつては、審査請求書の写し)	審査請求書の送付	第二十九條第一項本文	審査請求書	審査請求書	第四條第二項及び第三項	第四條第一項	第四條の見出し	審査請求書
												再審査請求書
法	処分等の数に相当する通数の副本を、それぞれ	反論書は、正本並びに当該反論書を送付すべき参加人及び処分等の数に相当する通数の副本を、	意見書	再審査請求書の副本	再審査請求書の送付	第六十六條第一項において読み替えて準用する法第二十九條第一項本文	再審査請求書	再審査請求書	審査請求書は、審査請求をすべき行政庁が処分等でない場合には	第四條第一項	第四條の見出し	再審査請求書
												再審査請求書
法第六十六條第一項において読み替えて準用	裁決庁等の数に相当する通数の副本を	法第六十六條第一項において読み替えて準用する										

第八條	審理員は	反論書又は意見書	意見書	審理員(再審査庁が法第六十六條第一項において準用する法第九條第一項各号に掲げる機関である場合にあつては、再審査庁。以下同じ)は
第九條	法	法	法第六十六條第一項において読み替えて準用する法	法第六十六條第一項において読み替えて準用する法
第十條及び第十一條	第三十八條第一項	第三十八條第一項	第六十六條第一項において読み替えて準用する法第三十八條第一項	第六十六條第一項において読み替えて準用する法第三十八條第一項
第十二條第一項	第三十八條第四項(同條第六項)	第三十八條第四項(同條第六項)	第六十六條第一項において準用する法第三十八條第六項	第六十六條第一項において準用する法第三十八條第六項
第十三條第一項及び第二項	法	法	法第六十六條第一項において読み替えて準用する法	法第六十六條第一項において読み替えて準用する法
第十三條第三項	審査請求人等	審査請求人等	再審査請求人等	再審査請求人等
第十四條第一項	第三十八條第一項	第三十八條第一項	第六十六條第一項において読み替えて準用する法第三十八條第一項	第六十六條第一項において読み替えて準用する法第三十八條第一項

		第十五条第一項			
第三十二条第一項	第三十二条第一項	法第三十七条第一項	第三十六条	法第三十五条第一項	若しくは特定意見聴取、 審査請求録取書
第三十三条	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第四十一条第三項
	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	同条第四項
	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	審査請求人等
	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	再審査請求人等
	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	法第六十六条第一項において準用する法第三十八條第四項
	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	法第六十六条第一項において読み替えて準用する法第四十一条第三項
	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	再審査請求録取書
	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	、法第六十六条第一項において読み替えて準用する
	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	同項において読み替えて準用する法第三十五条第一項
	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十六条
	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	同項において読み替えて準用する法第三十七条第一項
	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第六十六条第一項において準用する法第三十二条第一項
	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十三条

第十五条第三項	第十六条	法	審査請求書、弁明書、反論書	法第六十六条第一項において準用する法	再審査請求書
第四十二条第二項	第十三条第一項	法第六十六条第一項において準用する法第四十二条第二項	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第十三条第一項		